

町 名 町 界 変 更 資 料
(京都市桃山東第二地区土地区画整理事業)

京 都 市 建 設 局

目 次

1 町名町界変更案について	1
2 意見要望等について	2
位置図	3
町名町界変更図（案）	4
(参考)	
1 土地区画整理事業と町名町界変更	5
2 事業概要	5
3 町名の由来	5
(関係法令)	7

京都市桃山東第二地区土地区画整理事業に伴う町名町界変更について

京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、以下のとおり町の区域を変更する。

1 町名町界変更案について

(1) 変更の区域

京都市桃山東第二地区土地区画整理事業施行地区内及び隣接する土地（1筆）とする。

(2) 変更の内容

ア 施行地区内

現在の5町を3町に変更する。

(イ) 現在の町名（5町）

伏見区

ももやまちょうたんご 桃山町丹後*、ももやまちょういずみ 桃山町和泉、ももやまちょうようさい 桃山町養斎*、ももやまちょうおおしま 桃山町大島、ももやまちょういなば 桃山町因幡

*は施行地区内からは廃止されるが、施行地区外には残る町。

(ロ) 変更後の町（3町）

伏見区

ももやまちょういずみ 桃山町和泉、ももやまちょうおおしま 桃山町大島、ももやまちょういなば 桃山町因幡

イ 施行地区外

飛び地が生じないように施行地区外の桃山町大島の1筆を桃山町養斎に変更する。

(3) 変更案の考え方

京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱（昭和49年10月21日市長決定）に基づき、以下の考え方により作成している。

ア 町の境界について

(イ) この区域は、小学校区及び自治会活動の区域が山科川を境に南北に分かれており、また現在の町界は改修前の山科川で設けられていたため、山科川を町界の基本としている。

(ロ) 桃山町和泉と桃山町因幡の町の境界線は、京阪電鉄宇治線以北では、桃山町和泉に飛び地ができず、利用の形態に合わせた筆界線とし、京阪電鉄宇治線以南では、要綱第3の「おおむね四角形をもって形成するものとする。」及び要綱第7の「町の境界線は、公共施設等の側線をもって定めるものとする。」に基づき、公園予定地の東側で見直した。

イ 町の大きさについて

要綱第4に「町の大きさは、別表に掲げるところによるものとする。」と定められており、住居地域では3ヘクタールを標準としているが、施行地区内のすべての町が施行地区内外に及ぶ町であり、従来の町名を使い慣れていること、また新設の町の設置に対して否定的な意見の多い地元の意向を踏まえ、新設の町を設けず、町界を見直すのみとした。

2 意見要望等について

町名町界変更案作成に先立ち、平成27年3月4日及び8日に施行地区内の住民を対象に説明会を計3回開催し、のべ50名を超える方が参加した。説明会では、土地区画整理事業及び町名町界変更の必要性についての説明を行い、参加者からは多数の意見及び要望が寄せられた。

その後、寄せられた意見等を踏まえ、町名町界変更案を作成し、平成27年4月28日に地元周知（各戸配布）を行い、同年5月25日まで意見募集を行った結果、意見はなかった。

位置図

伏見区

JR奈良線

外環状線

京阪電鉄宇治線

京阪六地藏駅

京阪桃山南口駅

山科川

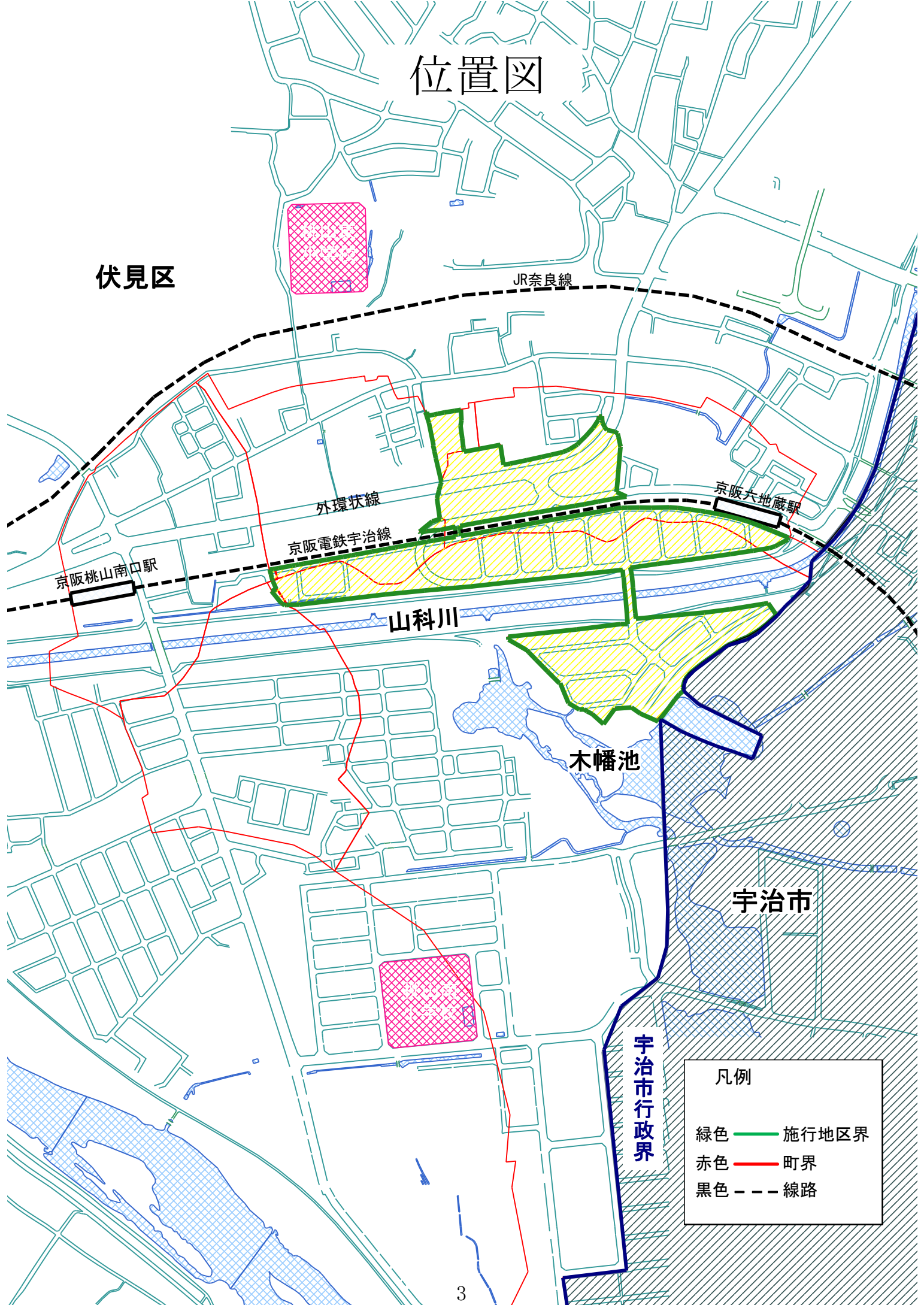
木幡池

宇治市

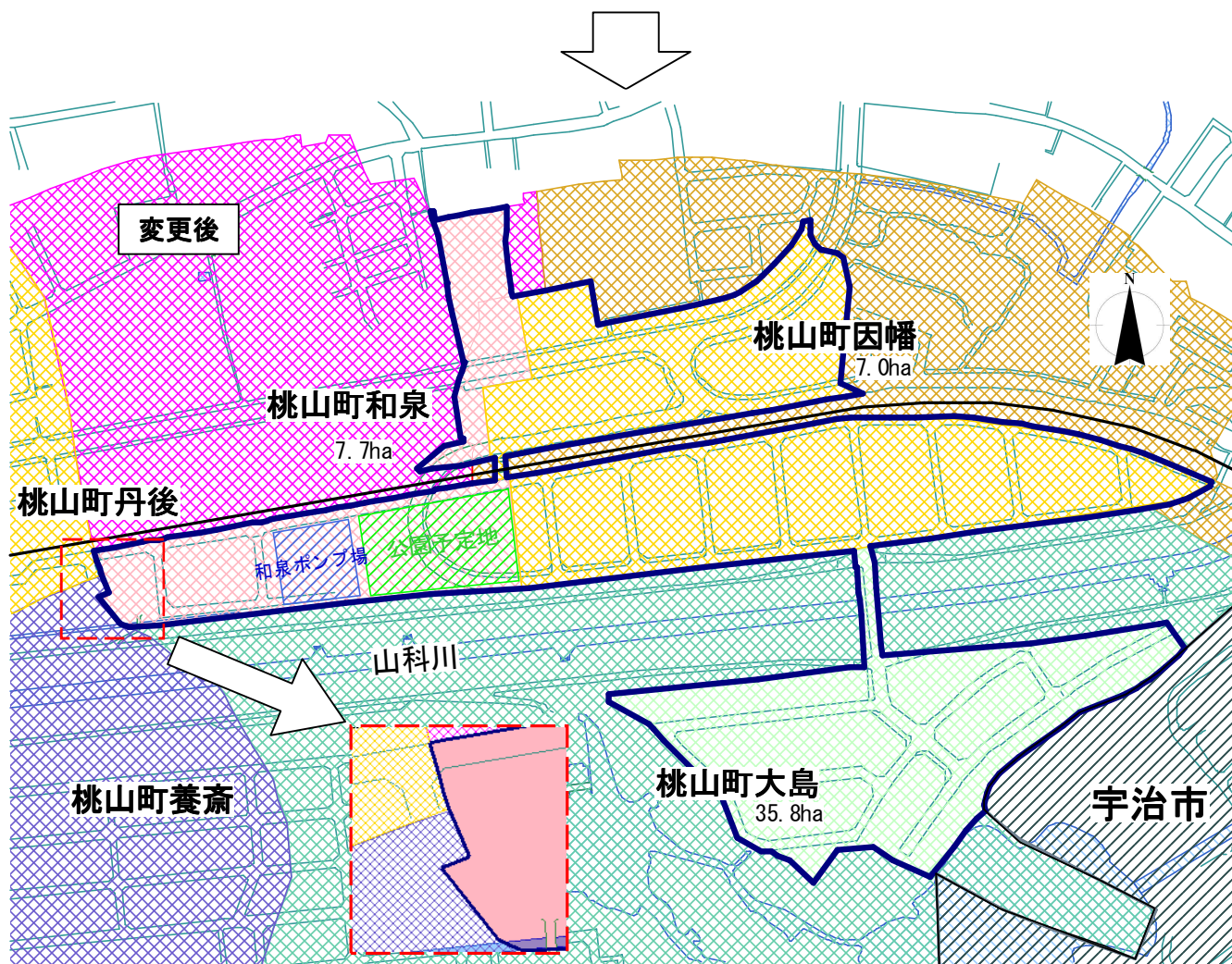
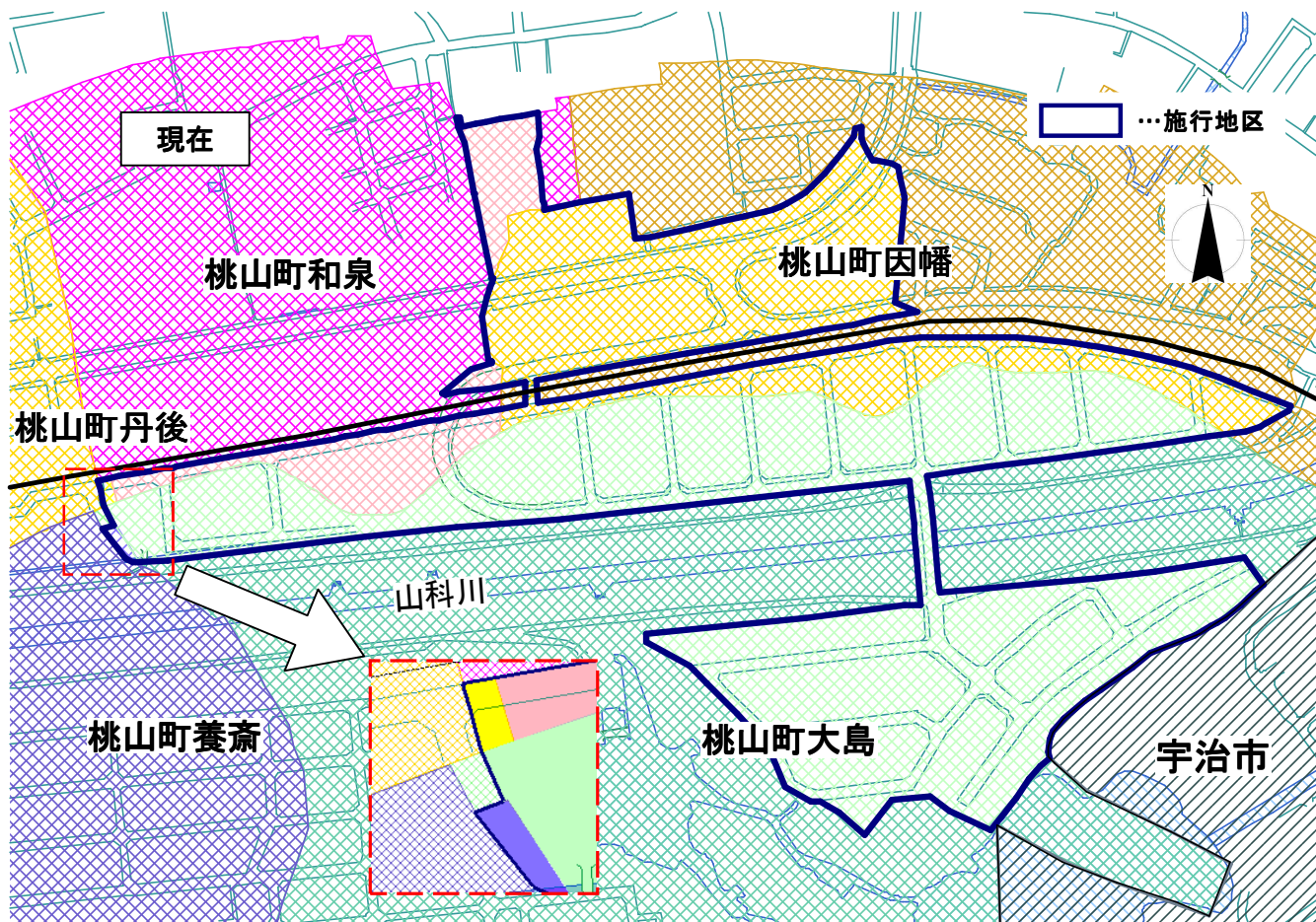
宇治市行政界

凡例

- 緑色 — 施行地区界
- 赤色 — 町界
- 黒色 - - - 線路



桃山東第二地区 町名町界変更図 (案)



(参考)

1 土地区画整理事業と町名町界変更

土地区画整理事業は、施行者が換地を定め、土地交換を行うことにより、土地の利用が増進するよう道路、水路及び公園等を整備し、土地の区画を整理することによって、健全な市街地の形成を図るものです。その結果、従来の町界が実態にそぐわなくなるため、事業により整備した道路等で町界線を引き直す必要がある。

2 事業概要

(1) 事業の名称

京都市桃山東第二地区土地区画整理事業

(2) 施行者の名称

京都市桃山東第二土地区画整理組合

(3) 施行地区の区域

伏見区

桃山町丹後、桃山町和泉、桃山町養斎、桃山町大島、桃山町因幡の各一部

(4) 施行面積

約 9.1 ヘクタール

(5) 施行地区内筆数

施行前 235 筆 ⇒ 施行後 247 筆 (予定／公共施設除く)

(6) 事業経過

①事業計画決定年月日 平成 9 年 3 月 13 日

②換地処分予定時期 平成 28 年秋頃

(7) 世帯数

約 450 世帯(平成 27 年 4 月末)

(8) 事業所数

約 10 事業所

3 町名の由来

○桃山

明治天皇桃山陵が所在する山は、伏見城が築城されたところでもあるが、伏見山・木幡山・松原山、また伏見城廃城後は古城山と呼ばれ、江戸中期には桃の木が群生し、いつしか桃山と呼ばれるようになった。宝暦 4 年(1754 年)に刊行された『山城名跡巡行志』には、当山は桃の花が多く、花の咲く時分になると多くの人が観賞に訪れると書かれている。

○桃山町丹後

昭和 6 年から現在の伏見区の町名。もとは堀内村堀内字丹後。昭和 28 年宇治川の洪水後改修工事・排水ポンプ施設工事が完了し、当町の開発が進んだ。

○桃山町和泉

昭和 6 年から現在の伏見区の町名。もとは堀内村六地藏字和泉。

○桃山町養齋

昭和6年から現在の伏見区の町名。もとは堀内村六地藏字養齋。

○桃山町大島

昭和6年から現在の伏見区の町名。もとは堀内村六地藏字大島。

○桃山町因幡

昭和6年から現在の伏見区の町名。もとは堀内村六地藏字因幡。

* 参考資料

○角川日本地名大辞典26「京都府 上巻 総説・地名編」 竹内理三編 角川書店刊

○「京都の地名由来辞典」源城政好・下坂守編 東京堂出版

【 関 係 法 令 】

地方自治法（抄）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定をする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令（抄）

第 179 条 地方自治法第 260 条第 1 項の規定による処分、旧耕地整理法（明治 42 年法律第 30 号）による耕地整理、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第 30 条第 4 項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第 54 条第 4 項（同法第 89 条の 2 第 10 項、第 96 条及び第 96 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第 103 条第 4 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 83 条 において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理法（抄）

第 103 条

（前略）

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。

（以下略）

京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱

昭和49年10月21日市長決定

(趣旨)

第1 この要綱は、本市区域内において施行する土地区画整理事業の施行地区（以下「施行地区」という。）内における町名町界および地番の整理（以下「整理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(整理区域)

第2 整理の対象となる区域は、施行地区内とするものとする。ただし、現地の状況により一部施行地区外におよぶことがある。

(町の形状)

第3 町の形状は、境界が複雑とならず、かつ飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画されたおおむね四角形の一団をもって形成するものとする。

(町の大きさ)

第4 町の大きさは、用途地域および町の性格、並びに通学区域、将来の発展性等を考慮して定めるものとする。この場合において標準となる町の大きさは、別表に掲げるところによるものとする。

(町割りの方式)

第5 町割りの方式は、街区方式によるものとする。

ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方式によることができるものとする。

2 前項中「街区方式」とは、いくつかの街区をもって組織する町割方式であり、町界は道路河川等恒久的施設によるものをいう。

(町の境界)

第6 町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等（以下「公共施設等」という。）恒久的な施設をもって定めるものとする。ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、筆界線等をもって定めることができるものとする。

この場合においては、将来においても町界が不明瞭とならないものを用いるものとする。

(町の境界線)

第7 町の境界線は、公共施設等の側線をもって定めるものとする。

この場合において、町界が東西線の場合は、南側、南北線の場合は東側の各々側線とするも

のとし、地区界線が公共施設等の北側および西側に設けられているなど現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方法により定めることができるものとする。

(町の名称)

第8 町の名称は、従来の名称を尊重することを基本とし、次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 歴史上由緒ある名称、親しみ深い名称およびわかりやすい名称を用いる。
- 2 市内で同じ名称およびこれに類似したまぎらわしい名称または読みにくい名称は、原則として用いない。
- 3 従来の町を分割する場合には、従来の名称に東西南北等の字を冠して用いる。
- 4 整理区画内の住民およびその他の関係者から意見要望等を充分聴聞する。

(地番)

第9 地番の設定については、不動産登記法第79条により管轄登記所が定められることとされているが、地番の整理は、原則として次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 地番区域は1個町を単位とする。
- 2 地番区域毎に起番し、土地1筆毎に地番を付するものとし、原則として支番は用いない。
- 3 地番の起点は、町の西北隅とし、各街区の西北隅より右まわりで設定し、地番が連続するように考慮する。
- 4 公道、河川、公有水路等については、宅地の地番とまぎらわしくないよう3桁の地番に支番を付して用いる。例えば、地番区域の最終地番が120番となっている場合には121番以降を欠番とし、公道を200番、公有水路を300番と定め、各々の地番に支番を付して用いるものとする。

(別表)

地 域 別	面 積 (㎡)	筆 数
商業を主とする地域	25,000	250筆
住居を主とする地域	30,000	200筆
工業を主とする地域	50,000	100筆

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は昭和49年10月21日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 京都市土地区画整理地域内における町名町番整理要綱は廃止する。